

消 防 法 改 正

すべての飲食店に消火器の設置義務化


対 象 火を使用する設備または器具を設けた飲食店など

いつ 平成 31 年 10 月 1 日から適用

理 由 平成 28 年 12 月 22 日新潟県糸魚川市の市街地火災は飲食店からの出火であり、原因は、こんろの消し忘れです。
150 平方メートル未満の飲食店にも消火器の設置が必要となりました。

消火器の設置義務が免除となる場合

- 防火上有効な措置を設けている場合
 - 調理油過熱防止装置
 - 自動消火装置
 - 圧力感知安全装置
- すでに建物に消火器が設置されていて歩行距離が 20 メートル以内となる場合
- 一般住宅と判定された場合

参 考 図	判 定 条 件	判 定
 <p>A 住宅部分（個人住宅） B 飲食店用途部分</p>	(1) A 部分面積 > B 部分面積 (2) B 部分面積 ≤ 50 m ² 以上すべてを満たす場合	一般住宅

※ 一般住宅では住宅用消火器の設置を推進しています。（耐用年数ごとに交換）

※ 消火器の設置・点検・維持管理につきましては
消防本部予防課へご相談ください。

浦安市消防本部予防課 0 4 7 - 3 0 4 - 0 1 4 3

消火器の種別・大きさについて

粉末消火器 10 型以上または、強化液 3 リットル以上（法令により該当施設には住宅用消火器の設置は不可）

届出書の作成・提出について

消防用設備等設置届出書

（様式は、日本消防設備安全センター<http://www.fesc.or.jp/07/index4-a.html>）

防火対象物使用開始届

（様式は浦安市公式ホームページ電子申請ダウンロード内の予防課を参照ください。）

消火器の維持管理（点検）について

設置が義務付けられた消火器は、6 か月ごとに点検し、その結果を年 1 回所定の様式で消防本部予防課に報告が必要です。

その他

Q 1 火を使用しない IH こんろのみ使用しているが消火器は必要ですか？

A 1 火を使用しない IH こんろは消火器具の設置は必要ありません。

Q 2 三口こんろは、すべての火口に調理油過熱防止装置がなければ「防火上有効な措置」と捉えられないため消火器の設置が必要ですか？

A 2 すべての火口に調理油過熱防止装置がなければ「防火上必要な措置」として捉えられないため、消火器の設置が必要です。

Q 3 卓上用カセットこんろのみを使用していて消火器は必要ですか。

A 3 カセットこんろには「圧力感知安全装置」があるので消火器の設置の必要はありません。